道州制・地方財政制度調査検討会

第6回 道州制分科会 事項書

日時 平成 20 年 1 月 21 日 (月)

10:00~12:00

場所 議事堂 6 階 601 特別委員会室

1.委員間討議(1時間50分)

(1)「提案資料」について各委員より提案説明(50分)

(2)「提案資料」等に基づく委員間討議(45分)

次の3つを一括して

「(2)県民の視点からみたメリット・デメリット」

「(3)県内市町村の合併の評価」

「(4) 平成19年度道州制分科会としてのまとめ(メリットを最大に・ デメリットを最小にするには)」

(3)委員間討議(15分)

「(1)三重県の自己評価」について

2. その他(委員協議)(10分)

道州制分科会委員提案資料

「県民のメリット・デメリット」 「県内市町村の合併の評価」

(1月21日集約分)

水谷正美委員 提案資料

道州制移行が避けられない場合に、県民のメリットやデメリットにはどのようなものがあるか。

首都東京一極集中による地域格差問題の解決。(東京で就職して帰らない子供たち) 規模の経済性より生まれる歳出削減効果(九兆から十五兆との説有)。

道州政府への権限・財源の移譲による地域特性を生かした政策の立論(道州経済圏が独自に対応するグローバル化への対応)。

地域のアイデンティティ消失の危険性。

道州内における地域間の格差拡大への懸念。

県民のメリットを最大にするにはどうすればよいか。

首都東京一極集中は政策決定機能、権限や情報の集中に起因しているため、それらを道 州政府へ最大限に移譲することで多極分散型の拠点をつくること。

中央政府機能の大胆な見直しを行い、基礎自治体の自主的な合併を促進する制度を導入すること。

県民のデメリットを最小にするためには、どうすればよいか。

生活や行政がどう変わるかという疑問に対して、生活に密着したわかり易い説明をできるだけ早い段階に行うこと。

基礎自治体を中心に自立的で個性的な活力ある地域を実現できるようにできるだけ早く権限・財源を基礎自治体へ移譲すること。

県内市町村の合併の評価についてどのように考えているか。

地域住民が、補完性の原則に基づく基礎自治体のあるべき姿を議論するきっかけとなったことや国や都道府県の権限を移譲することができる自治体(政令・中核市など)が多く誕生したこと、また行政コストの削減効果(約30億/三重県内の年間試算)が生まれていることなどが前向きに評価できる点だと思う。

道州制分科会資料 藤田宜三

メリット

- 1、国、県、市町の3階層行政システムの簡素化 合理化により行政、財政改革つながる (行政の迅速化、スケールメリットによる歳出削減など)
- 2、広域行政が可能となり 重点施策に集中投下が可能となる
- 3、市町を含めた地方への権限委譲を行うことにより独自性を発揮した政策立案、施策が 可能となる

デメリット

- 1、道州間、及び道州内の地域間格差が増大する
- 2、議員数の減少に伴い住民の意見の反映が難しくなる

メリットを最大に デメリットを最小にするために

- 1、中央政府の権限の見直しと 道州に大幅な権限と 税源を含めて移譲することにより 独自性を生かした政策立案を行う
- 2、道州と基礎自治体の役割分担を明確にし、市町に対しても権限、財源を移譲すること で 合併を含め、独自性を生かした施策を行う(基礎自治体機能、人的資源育成の充 実をはかる)
- 3、基礎自治体の議員活動の強化 およびその地位の明確化

市町村合併の評価

道州制分科会 提案资料

後藤健一

1. 県民のメリット

・ 国からの権限移譲(権限、財源、人材など)が確実に移譲されるならば、さらに 地方分権改革が進むことにより、県民本位の政治が実現されるのでは。

県民のデメリット

- ・ ますます政治が県民から遠くなり、行政サービスが低下するのでは。
- · 三重県独自の政策や施策がないがしろにされるのでは。
- ・ 三重県のよさがなくなるのでは。(財政力の強い県による画―化) 例えば、教育における画―化が進み、どこの学校でも縦の系列による管理が強 化されるのでは。
- ・ それぞれの地域で、これまで育まれてきた文化やアイデンティティがなくなって しまうのでは。
- 過疎化がさらに進むのでは。

県民のメリットを最大に、デメリットを最小に

・ 三重県が道州の一地域となった時、三重の地域のあらゆる活動に対する財政的支援をいかにしてあげるのか。現在の財政力をさらに強くする必要があるのでは。

2. 市町村合併の評価

・ 対等とはいえ、大きな市に合併した町での住民からは、やはり「生活が不便になった。」「市の方に合わす事が多い。」「人が減っていく。」というような声が聞かれる。それに対して、合併してよかったという声はあまり伝わってこない。きちんとした評価をするには、合併特例債のこともあり、もう少し時間がかかるのでは。

(H19.12.18)

道州制分科会 提案資料について

次回開催する分科会の資料としたいと存じますので、道州制に対する現在のお考え等につきまして、ご提案くださいますようお願いします。

なお、次回開催の一週間前までにご提出くださるよう併せてお願いします。

【提案様式】

- 1. 道州制移行が避けられない場合に、県民のメリットやデメリットにはどのようなものがあるとお考えでしょうか。また県民のメリットを最大に、デメリットを最小にするためには、どうすれば良いとお考えでしょうか。
- 2 . 県内市町村の合併の評価について、どのようにお考えでしょうか。
- 1 三重県民のメリットには、どのようなものがあるか
- ・国のかたちが中央集権型から、地域主権型に変わることによって、権限、財源がより身近な自治体に移され、自己完結型の地域社会がつくられる。また、税金の使い方の透明性が増す。
- ・ 地方の裁量が高まることによって、その道州に合った様々な規制緩和が進み、経済活動が活発になる。また、東京一極集中が緩和されることにより、道州内に人材が確保できるようになる。
- ・ 国道管理や河川管理を広域的に、かつ連担性をもたせて行える。たとえば、三重県において は、東西軸の道路整備が弱い。枠組みによって異なるが、場合によっては奈良や大阪と一体 となった整備が可能となる。
- ・ 東海・東南海・南海地震発生等の大規模災害に対応するため、広域的な支援体制を強化し、 人的確保とシステムの標準化を図ることができる。
- ・ 広域的な観光施策の取り組みが進み、中国・韓国・台湾といった隣接するアジア諸国へも、 道州として大がかりな宣伝やアプローチができるようになり、そのことによって、誘客が拡 大する。中部国際空港も、さらに積極的な活用が期待できる。
- ・ 職業紹介をはじめとする雇用施策全般を道州が行うことにより、地域産業の活性化と連携させながら、効率よく雇用拡大を進めることができる。
- ・ 医師が集中している名古屋圏から、不足している地域へ医師配置が容易になり、地域医療を 守ることが可能となる。 3 次救急や高度医療を広域的に完備することができる。
- ・それぞれの道州が、従来の全国画一的な教育ではなく、特徴ある教育施策を行い、地域に必要な人材を供給することができる。
- 1 三重県民のデメリットには、どのようなものがあるか
- ・ 県内の基礎自治体の規模、財政力ともに、まだまだ低く、自己完結できるレベルにないので、 早い段階での道州制導入は、住民サービスの低下を招いてしまう。
- ・三重県は、東海、関西いずれの地域とも関係が深く、枠組みの選択が難しい。
- ・ 県境の市町においては、東海、関西両域にまたがるところがあり、生活圏や経済圏のギャップが今以上に広がる可能性がある。

- 1 メリットを最大にするためには、どうすればよいか。
- ・現在の頭でっかちな中央集権的国家システムを廃止して、地域主権型国家に大きく変革させることが重要。国の役割は外交や防衛などの機能に限定し、従来の国の仕事は道州へ、都道府県の仕事は基礎自治体である市町に移行させる。この際、国の行政機関のスリム化をしっかり行うこと、必要な権限、財源を道州と基礎自治体に確実に移すことが不可欠である。
- 1 デメリットを最小にするためには、どうすればよいか。
- ・教育や福祉、まちづくりなど基礎自治体が担うべき役割がきちんと果たせる権限や財源の移譲が前提であるが、市町がその受け皿となり、効率よくこなせるある一定規模の自治体になっていく必要がある。さらなる市町合併が不可欠ではないか。
- ・自らの地域のアイデンティティを今一度しっかり見直す必要がある。
- 2. 県内市町村の合併の評価について、どのように考えるか。

合併したところ、そうでないところと財政力に格差が出ている。しかし、交付税等の合併時の 優遇措置も期限があり、また、特例債による将来の負担増も懸念されることから、合併した自治 体も決して財政的に安定しているとは言えない。また、合併していなかった場合の状況が目に見 えないため、比較対象が難しい。合併時の混乱は、落ち着いたものの、新しい行政が担うべき業 務内容や人的配置のあり方は、まだまだ過渡期にある。正確な評価は、もう少し先の段階になる のでは。

新政みえ 北川裕之 作成

(FAX)0599 67 0068

<u>#</u>

(H19.12.18)

道州制分科会 提案資料について

次回開催する分科会の資料としたいと存じますので、道州制に対する現在のお考え等につきまして、ご提案くださいますようお願いします。

なお、次回開催の一週間前までにご提出くださるよう併せてお願いします。

【提案様式】

- 1. 道州制移行が避けられない場合に、県民のメリットやデメリットにはどのようなものがあるとお考えでしょうか。また県民のメリットを最大に、デメリットを最小にするためには、どうすれば良いとお考えでしょうか。
- 2. 県内市町村の合併の評価について、どのようにお考えでしょうか。

地域主権を実現するための道州制というのであれば、中央省庁の解 体再編が改革の本丸であると考えますが、できるのでしょうか。それ 抜きでの道州制が導入されれば、単なる都道府県合併に終わると思わ れます。

単なる都道府県合併にとどまった場合、三重県民にメリットは特にないと考えます。このような道州制を導入しただけでは東京一極集中は解消されず、関東州なりの一人勝ちになるだけです。

むしろデメリットの方が予想されます。州都からの距離が、今より もひどい地域問格差をもたらすのではないかと危惧します。もはや地 域間格差解消は国民的課題と言っても過言ではないと思いますが、逆 の方向ではないでしょうか。

よってどうしても道州制移行が避けられない場合には、何としても、 中央で独占している権力を地域のどこが担うのかという議論に持ち込む必要があると考えます。

更に、それさえも不可能である最悪の場合に向けて、月並みではありますが、三重県内の各地域がどのような状態になろうとも自立できるように備えていくのが大事です。それが三重県民のリスクを最小にする道だと考えます。

道州制分科会 提案資料について

次回開催する分科会の資料としたいと存じますので、道州制に対する現在のお考え等につきまして、ご提案くださいますようお願いします。

なお、次回開催の一週間前までにご提出くださるよう併せてお願いします。

【提案様式】

- 1. 道州制移行が避けられない場合に、県民のメリットやデメリットにはどのようなものがあるとお考えでしょうか。また県民のメリットを最大に、デメリットを最小にするためには、どうすれば良いとお考えでしょうか。
- 2. 県内市町村の合併の評価について、どのようにお考えでしょうか。

二里界區云茅砂河

- 1、柳行来をすでに、場合としていかには下の各族町の 自立の向の友後を考え、まいく行動でもるか?
- 1、現代決定さに、今下でして新でも政人都存誕生へのかのなべが多かでかり

(H19.12.18)

道州制分科会 提案資料について

次回開催する分科会の資料としたいと存じますので、道州制に対する現在のお考え等につきまして、ご提案くださいますようお願いします。

なお、次回開催の一週間前までにご提出くださるよう併せてお願いします。

【提案様式】

- 1. 道州制移行が避けられない場合に、県民のメリットやデメリットにはどのようなものがあるとお考えでしょうか。また県民のメリットを最大に、デメリットを最小にするためには、どうすれば良いとお考えでしょうか。
- 2 . 県内市町村の合併の評価について、どのようにお考えでしょうか。
 - 1. 東京一極集中是正、多極分散型国土の形成のための地方分権に伴い「官から民へ」「中央から地方へ」の改革から数年経った今、実際にその機能分担が図られているかを考える時、その関係は未成熟である。道州制の問題も同じ事が言いうると考える。

問題点は、三重県の「県力」をどう伸ばす事ができるのか、三重県のそれぞれの地域のアイデンティティをどう育んでいくかである。

2.評価については、もう少し時間がいる。

<u>ご芳名</u> 真 子 後 切 (H19.12.18)

道州制分科会 提案資料について

次回開催する分科会の資料としたいと存じますので、道州制に対する現在のお考え等につきまして、ご提案くださいますようお願いします。

なお、次回開催の一週間前までにご提出くださるよう併せてお願いします。

【提案様式】

- 1. 道州制移行が避けられない場合に、県民のメリットやデメリットにはどのようなものがあるとお考えでしょうか。また県民のメリットを最大に、デメリットを最小にするためには、どうすれば良いとお考えでしょうか。
- 2. 県内市町村の合併の評価について、どのようにお考えでしょうか。
 - 八道州制は、財界の要望ごす。福祉工業5Lのもめの 仕事を担う自治体を大規模小数に再編し、あかせる 参びを治体を30分規模の300市程度にして 大企業のもうけになる大型プロジクトなどをすずめかすく するところにあらりがあります。 また社会保障が福祉などの仕事を一方的に 地方自治体に押しフケ、住民自治に対する国の責務を 放棄するものごす。 「三位一体の改革」で、地方財政環境を続けるかか 地域社会とのそのが破壊されます。
- 2、合併前のコンパクトな市、町、村で行かかれて11た きめ細やなかで政サービスが後退し、周四部では 高金省もからめ住民か生活を続けるニスかできなり 地域破壊が拡大して113

1, 道州制移行が避けられない場合に、県民のメリットやデメリットにはどのようなものがあるとお考えでしょうか。また県民のメリットを最大に、デメリットを最小にするには、どうすれば良いとお考えでしょうか。

平成17年度に市町村合併の区切りがついたと結論づけられている。(ついていない) その後、道州制への方向へと進むものと思われた今、避けられない時のメリット、デメリットを論することは難しいのではないか。なぜなら、これからの日本のあり方、地方のあり方は不透明であり、果まして今想定されていることは、あくまでも想定であり、たとえば、国全体の経済の強靱さが増すとか、広域行政が円滑になるとの考え方があるが、今一番重要なことは、それぞれの市町、自治体がしっかりした行政体制を作るべきである。財政力の格差をどうするのか。弱い自治体をどのようにレベルアップするのか。そのことを実行してゆくことが必然的に道州制への移行がスムーズに進むものと考えられる。又、行政に携える職員の資質の向上も忘れてはならない。

2, 県内市町村の合併の評価について、どのようにお考えでしょうか。

合併後約2年しつかり、全体的には新市、新町努力されていると思われる。 今回の市町村合併は余りにも国、県のフォローが無責任である。 市町の中には、合併の本当の意味、意義が理解されていない。財政状況の厳しさ、又、町づくりの方法など住民の立場、住民の目線にたって行政運営が行われていない。今後数年間どのような行政をされるか見つめたい。

道州制分科会 提案資料について

次回開催する分科会の資料としたいと存じますので、道州制に対する現在のお考え等につきまして、ご提案くださいますようお願いします。

なお、次回開催の一週間前までにご提出くださるよう併せてお願いします。

【提案様式】

- 1. 道州制移行が避けられない場合に、県民のメリットやデメリットにはどのようなものがあるとお考えでしょうか。また県民のメリットを最大に、デメリットを最小にするためには、どうすれば良いとお考えでしょうか。
- 2. 県内市町村の合併の評価について、どのようにお考えでしょうか。
- 1. 県民のメリットおよびデメリットについては、今の段階で、その明確なものを述べる材料に 乏しく、具体的な考えを述べることはできませんが、中部州ないしは東海州の中において三 重県(三重地域)の存在感を示すための、ないしはその中心軸になるであろう名古屋に対し て、この地域の存在を発信するための、また三重地域全体を引っ張りあげるための最低限の 要素として、特に北勢圏において、今後の三重地域の行政的かつ経済的な核となる政令市な いしは中核市を構築する必要があると考えます。
- 2. 現状において、合併の評価を論じる段階にないと考えます。

道州制分科会報告書(コンテンツ・委員発言入り)

2008.1.21

1. 三重県議会としての道州制に対するスタンス

道州制の導入の流れが定まる前に、検討会を立ち上げて議員による調査・ 検討を行い、導入される場合の対応について議会としての方向性を探る。

(1)内部環境

- ・2000年の地方分権一括法によって国からの機関委任事務がなくなり、 都道府県はようやく名目上は完全自治体となった。
- ・三重県議会は、県民のための議会改革を進めており、これから他の自治体に先駆けて、本来の団体自治をスタートさせようとしているところ。
- ・その時期に、都道府県の廃止につながりかねない道州制には、慎重に対応 すべきとの意見がある。
- ・さらに、道州制の導入は地方分権が進んだ後の話とか、市町村合併がさら に進んだ後との考えもある。

(2)外部環境

- ・しかし、政府、一部の政党、経済団体や知事会においては、<u>近年、</u>道州制の導入に関する議論が活発に行われており、それらの報告等はすべて都道府県の廃止を明記。
- ・また、政府では道州制担当大臣が置かれ、各界では、さらなる検討が進められており、それぞれが導入すべきと考える道州制のイメージ、メリットやロードマップを明らかにする作業を継続中。
- ・一方、政府では、都道府県が基礎自治体とは異なり憲法ではなく、地方自治法によって定められた団体であるとの見解をもち、同法の改正によって、法的には簡単に道州制に移行が可能と判断。
- ・加えて、現在の国・地方を通じた危機的な財政状況から、道州制の導入による財政的なメリットが強調され、国の財政改革の一環として国政レベルだけで導入が決定されてしまいかねない危うさを孕む。

(3)課題

- ・道州制そのものに対しては、議員それぞれでイメージの違いがあり、導入 への賛成・反対があり、現状では議会として意思の統一は困難。
- ・しかし、道州制が導入されることになれば、正しく当事者となる三重県議会自身は、県民にとって現行の都道府県制よりもメリットを最大にデメリッ

トを最小にすることが使命。

(4)対応

・そのためには、道州制の導入の流れが定まる前に検討会を立ち上げ、各界における道州制の動き等の調査・検討を行って共通認識を深め、導入される場合の対応について議会としての方向性を探るべきと判断。

【第2回分科会】

取るものはしっかりと取って、形を示した上で、(道州制に)移行すべきだというと ころの方向性を是非、この検討会で出せたら良いと考える。(中川康洋委員)

2.分科会における調査

第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」 自由民主党道州制調査会「道州制に関する第2次中間報告」 全国知事会「道州制に関する基本的考え方」

日本経済団体連合会「道州制の導入に向けた第1次提言」

三重県議会事務局「道州制と道州議会に関する報告書」

最近の道州制の動向

三重県の道州制に対する考え

県内市町の道州制に対する考え

- 3.三重県議会における道州制の検討の視点
- (1)三重県の自己評価

評価すべき点

- (ア) 広域的・補完的事務(地域開発、基盤整備、公害対策、条件不利地域 対応)
 - ·宮川総合開発事業¹
 - ・「総量規制」の考え方による公害防止条例の改正2
 - ・国際リゾート「三重サンベルトゾーン」構想³

(イ)政策提案・先導機能

- <u>・公害対策における「総量規制」</u>
- ・行政の説明責任を徹底させる「行政評価システム」

^{1:}国土開発法に基づき、宮川の水量を総合的に利用するとともに、治水、かんがい、発電、観光、資源開発等の総合目的を同時に実現するために、昭和27年から実施した。

^{2:}大気汚染対策として、地域全体の硫黄酸化物の排出許容総量を規定し、工場ごとの排出総量を個別に規定する「総量規制」の考え方により公害防止条例を改正した。

^{3:}昭和63年に総合保養地域整備法に基づき、三重県南部の恵まれた自然環境、優れた歴史的文化遺産、豊かな農林水産資源を活かし、21 世紀に向けた滞在・周遊型の総合保養地域の整備をめざすため、全国に先駆けて国の承認を得た。

- ・意思決定過程の透明化に向けた情報公開条例の制定
- ・産廃税
- (ウ)地方自治、地域社会の変化への広域的な対応
 - ・独自に設定している準過疎地域4
 - ・宮川流域ルネッサンス事業5
- (エ)計画調整的機能、国施策の地域への媒介、広域的観点からの総合調整 機能
 - ・隣県や県内複数市町村に及ぶ水資源の配分。
 - ・ハイテクプラネット21構想⁷の推進
 - ・中部新国際空港へのアクセス港の基礎自治体に対する調整
- (オ)以上のものを含め、三重県は県民に認知され、自治は県民の間に定着

課題

- 社会経済環境の変化
- ・地方分権改革とそれに関連する議論によるもの
 - a. 県域と経済圏・生活圏との合理性 交通通信手段の発達により時間距離が短縮
 - b. <u>都道府県間の人口規模、経済活動の格差</u>

<u>(以下のことは、全国ベースで見れば課題ではあっても、三重県だけを</u> <u>見れば課題とは言えないので、この項目は削除したい。)</u>

都道府県の格差

人口の幅:鳥取県の60万人~東京都の1200万人(20倍)

<u>面積:香川県、大阪府の二千万km²未満~北海道の八万km²以上(40</u> 倍以上)

総生産額:鳥取県の2兆円~東京都の89兆円(44倍以上)

4:人口の減少により地域活力の低下している市町で、過疎地域自立促進特別措置法の適用されない市町の自立促進を図り、地域格差是正と美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としており、4団体(5地域)を指定している。

^{5:}宮川流域の自然の保全·再生、健全な水循環の構築、歴史·文化の継承·発展、及び自然環境と調和した魅力ある流域づくりを理念としており、現在も事業を継続している。

^{6:} 隣県にまたがる水資源として、木曽川水系、淀川水系の2つがあり、県内の複数市町村にまたがる水系は、北勢・中勢・南勢・志摩・伊賀の5つがあったため、県は隣県や関係市町村と利水機能や洪水調節機能に係る調整を行ってきたところである。 7: 平成3年に多極分散型国土形成促進法に基づき国の承認を受けた構想で、県北部において工業集積や環境保護技術、バイオ、新素材等の分野に関する研究開発機能の集積を生かし、これらの分野に関する研究開発機能及びこれを支援する交流、研修等の研究支援機能の集積、充実を更に進め、産業の活発な展開を促進し、地域振興を図るもの。

- c. 都道府県自体の性格の曖昧さ 都道府県の実態は見えにくく、住民の関心も薄弱。
- d. 市町事務との競合(福祉、教育、文化、コミュニティ政策など) <u>都道府県が広域的あるいは補完的事務で独自性を発揮すればするほど、</u> 市町村事務と競合。
- e. 事務における独自性の努力の一方で、全国的に極めて画一的 <u>都道府県事務は、法令に基づく事務が多くを占め、全国的に見ても極め</u> て画一的。
- f. 本当に完全自治体となったのか。 <u>全国画一的な制度の下、全国統一的な政策基準に従って、運営を行って</u> いる状況。
- g. 市町への分権に伴う存在価値の低下 市町村への分権により機能的に縮小された都道府県を存置する理由も 縮小。
- h. 市町村合併による広域的・補完的事務の減少と空洞化 市町村合併が進み、規模能力が拡大することによっても、市町村との関 係における機能的縮小が発生。
- i. 県民から遠い存在の都道府県 住民自治の観点からは、結局、都道府県は遠い存在。

(2) 県民の視点からみたメリット・デメリット

【第1回分科会】

我々としては道州制が、県民にとってメリットがあるかどうか、検討する必要がある。 (真弓委員)

【第2回分科会】

国のかたちの中、或いは、財源がどうのこうのと言う前に、今の三重県政という制度の中で、県民がどれだけメリット・デメリットがあるのか、道州制という大きな改革の中で、三重県民がそれによってどのようなメリット・デメリットがあるのかという、道州制の考えが、どう県民に働くのかということ自身を議論しなきゃいけないのかなと思う。(真弓委員)

メリット

・住民の生活は豊かになるのか

【提案資料】

首都東京一極集中による地域格差問題の解決。(東京で就職して帰らない子供たち) (水谷委員)

国道管理や河川管理を広域的に、かつ連担性をもたせて行える。たとえば、三重県においては、東西軸の道路整備が弱い。枠組みによって異なるが、場合によっては奈良や大阪と一体となった整備が可能となる。(北川分科会長)

東海・東南海・南海地震発生等の大規模災害に対応するため、広域的な支援体制を強化し、人的確保とシステムの標準化を図ることができる。(北川分科会長)

職業紹介をはじめとする雇用施策全般を道州が行うことにより、地域産業の活性化と連携させながら、効率よく雇用拡大を進めることができる。(北川分科会長)

医師が集中している名古屋圏から、不足している地域へ医師配置が容易になり、地域 医療を守ることが可能となる。3次救急や高度医療を広域的に完備することができる。 (北川分科会長) ・経済は発展するのか(自立的で多様性のある産業が発展することで、地域 経済が発展?)

【提案資料】

規模の経済性より生まれる歳出削減効果(九兆から十五兆との説有)。(水谷委員) 地方の裁量が高まることによって、その道州に合った様々な規制緩和が進み、経済活動が活発になる。(北川分科会長)

広域的な観光施策の取り組みが進み、中国・韓国・台湾といった隣接するアジア諸国へも、道州として大がかりな宣伝やアプローチができるようになり、そのことによって、 誘客が拡大する。中部国際空港も、さらに積極的な活用が期待できる。(北川分科会長)

・透明性の高い効率的な行政の実現となるのか、中央集権システムは改革で きるのか(二重行政の廃止、地方分権の推進による県民負担の減少)

【提案資料】

道州政府への権限・財源の移譲による地域特性を生かした政策の立論(道州経済圏が独自に対応するグローバル化への対応)。(水谷委員)

国、県、市町の3階層行政システムの簡素化・合理化により行政、財政改革がつながる。(行政の迅速化、スケールメリットによる歳出削減など)(藤田委員)

広域行政が可能となり、重点施策に集中投下が可能となる。(藤田委員)

市町を含めた地方への権限委譲を行うことにより独自性を発揮した政策立案、施策が可能となる。(藤田委員)

国からの権限移譲(権限、財源、人材など)が確実に移譲されるならば、さらに地方 分権改革が進むことにより、県民本意の政治が実現されるのでは。(後藤委員)

国のかたちが中央集権型から、地域主権型に変わることによって、権限、財源がより 身近な自治体に移され、自己完結型の地域社会がつくられる。また、税金の使い方の透 明性が増す。(北川分科会長) ・優秀な人材を育成できるようになるのか

【提案資料】

東京一極集中が緩和されることにより、道州内に人材が確保できるようになる。(北川分科会長)

それぞれの道州が、従来の全国画一的な教育ではなく、特徴ある教育施策を行い、地域に必要な人材を供給することができる。(北川分科会長)

・国際的に認知されるエリアとなれるのか

【提案資料】

《再掲》広域的な観光施策の取り組みが進み、中国・韓国・台湾といった隣接するアジア諸国へも、道州として大がかりな宣伝やアプローチができるようになり、そのことによって、誘客が拡大する。中部国際空港も、さらに積極的な活用が期待できる。(北川分科会長)

・以上のことは、三重県や隣県との連携あるいは隣県との合併では実現でき ないのか

デメリット

・三重県域は州内の辺境の地と成り果てるのではないか(州内格差)

【第2回分科会】

道州制がもし無理やり敷かれたときに、三重県というのは、東海州か中部州の中の、 過疎地域にならざるを得ないと、三重県に州都が来る可能性なんか全くありません。(真 弓委員)

【提案資料】

道州間、及び道州内の地域間格差が増大する。(藤田委員)

三重県独自の政策や施策がないがしろにされるのでは。(後藤委員)

州都からの距離が、今よりもひどい地域間格差をもたらすのではないかと危惧する。 もはや地域間格差解消は国民的課題と言っても過言ではないと思うが、逆の方向ではないか。(村林委員)

県内の基礎自治体の規模、財政力ともに、まだまだ低く、自己完結できるレベルにないので、早い段階での道州制導入は、住民サービスの低下を招いてしまう。(北川分科会長)

・三重県と県域内に育まれてきたアイデンティティを保全していけるのか

【提案資料】

地域のアイデンティティ消失の危険性。(水谷委員)

それぞれの地域で、これまで育まれてきた文化やアイデンティティがなくなってしまうのでは。(後藤委員)

・州内での一極集中が起きるのではないか

【提案資料】

道州内における地域間の格差拡大への懸念。(水谷委員)

ますます政治が県民から遠くなり、行政サービスが低下するのでは。(後藤委員)

三重県のよさがなくなるのでは。(財政力の強い県による画一化)

例えば、教育における画一化が進み、どこの学校でも縦の系列による管理が強化されるのでは。(後藤委員)

過疎化がさらに進むのでは。(後藤委員)

・これまでの県境で発生してきた事務の支障が、これからは州境で発生する ことになるだけではないか

【提案資料】

三重県は、東海、関西いずれの地域とも関係が深く、枠組みの選択が難しい。(北川 分科会長)

県境の市町においては、東海、関西両域にまたがるところがあり、生活圏や経済圏の ギャップが今以上に広がる可能性がある。(北川分科会長)

- ・これまでの国内での画一化の動きが州域内での画一化に変わるだけではないのか
- ・県域で事業を展開している企業はどうするのか(ex.金融・情報・交通産業)

(3) 県内市町村の合併の評価

【第1回分科会】

三重県議会としては、県内の自治体をどうしていくのかということを踏まえながら考えていかないと、議論は進んでいかないんじゃないかなと思う。(奥野委員)

この検討会では、市町村合併がどうだったかという、検討もする必要がある。(真弓委員)

- ・果たして県の機能すべてを市町に移譲できるか、更なる市町合併を推進す るのか
- ・小規模市町の補完をどうするか、県の補完を代替するシステムはあるか

【提案資料】

地域住民が、補完性の原則に基づく基礎自治体のあるべき姿を議論するきっかけとなったことや国や都道府県の権限を移譲することができる自治体(政令・中核市など)が多く誕生したこと、また行政コストの削減効果(約30億/三重県内の年間試算)が生まれていることなどが前向きに評価できる点だと思う。(水谷委員)

権限移譲が可能な自治体が生まれ、独自性を発揮させる土壌ができた。実質移譲を進め、人的資源の活用をすれば、行政の効率化・品質向上は可能と評価できる。(藤田委員)

対等とはいえ、大きな市に合併した町での住民からは、やはり「生活が不便になった。」「市の方に合わすことが多い。」「人が減っていく。」というような声が聞かれる。それに対して、合併してよかったという声はあまり伝わってこない。きちんとした評価をするには、合併特例債のこともあり、もう少し時間がかかるのでは。(後藤委員)

合併したところ、そうでないところと財政力に格差が出ている。しかし、交付税等の合併時の優遇措置も期限があり、また、特例債による将来の負担増も懸念されることから、合併した自治体も決して財政的に安定しているとは言えない。また、合併していなかった場合の状況が目に見えないため、比較対象が難しい。合併時の混乱は、落ち着いたものの、新しい行政が担うべき業務内容や人的配置のあり方は、まだまだ過渡期にある。正確な評価は、もう少し先の段階になるのでは。(北川分科会長)

合併前のコンパクトな市、町、村で行われていた、きめ細やかな行政サービスが後退し、周辺部では高齢者をはじめ住民が生活を続けることができない地域破壊が拡大している。(真弓委員)

合併後約2年間しっかり、全般的には新市、新町は努力されていると思われる。今回 の市町村合併は余りにも国、県のフォローが無責任である。

市町の中には、合併の本当の意味、意義が理解されていない。財政状況の厳しさ、又、 町づくりの方法など住民の立場、住民の目線に立って行政運営が行われていない。今後 数年間どのような行政をされるか見つめたい。(奥野委員)

現状において、合併の評価を論じる段階にないと考える。(中川康洋委員)

(4) 平成19年度道州制分科会としてのまとめ(メリットを最大に・デメリットを最小にするには)

【第1回分科会】

道州制ありきということではなくって、道州制というものを描きながら、三重県としてプラスマイナスどういう形が良いのかということを、持ってくという形だと思う。(中川正美委員)

南北格差が激しい三重県は、29市町の自立を考えて育成するためには、29市町の 集まりだけで、三重単独の州でも良いではないか。(貝増委員)

【第2回分科会】

私たち地方議会が、一番地方の住民にとって良いシステムになるように明確に提言していくということの一翼を担っていく必要性があるのではないか。(中川康洋委員)

【第4回分科会】

三重県には三重県のその独自性を踏まえた、これからの広域自治体の制度設計があってしかるべきであり、政令指定都市である札幌市と同じ人口を持つ三重県は、三重市という発想があってよい。(奥野委員)

【第5回分科会】

道州制に移行しても一人歩きしていける市町になるように、しっかり力をつけさせるよう県が取り組んでほしい。

県は、自立した基礎自治体として成長していくような支援と、小規模自治体の補完の 仕方を具体的に詰めていってほしい。(中川正美委員)

基礎自治体がしっかりした市町になりさえすれば、道州制をやってもやらなくても良いと思う。(奥野委員)

県として市町と連携して、道州制を議論する場が必要ではないか。(中川正美委員) 国の財政再建のための道州制の導入であってはならない。(北川分科会長)

【提案資料】

首都東京一極集中は政策決定機能、権限や情報の集中に起因しているため、それらを 道州政府へ最大限に移譲することで多極分散型の拠点をつくること。(水谷委員)

中央政府機能の大胆な見直しを行い、基礎自治体の自主的な合併を促進する制度を導入すること。(水谷委員)

生活や行政がどう変わるかという疑問に対して、生活に密着したわかり易い説明をできるだけ早い段階に行うこと。(水谷委員)

基礎自治体を中心に自立的で個性的な活力ある地域を実現できるようにできるだけ 早く権限・財源を基礎自治体へ移譲すること。(水谷委員)

中央政府の権限の見直しと、道州に大幅な権限と税源を含めて移譲することにより、独自性を生かした政策立案を行う。(藤田委員)

道州と基礎自治体の役割分担を明確にし、市町に対しても権限・財源を移譲することで合併を含め、独自性を生かした施策を行う(基礎自治体機能、人的資源育成の充実をはかる)(藤田委員)

基礎自治体の議員活動の強化、およびその地位の明確化。(藤田委員)

三重県が道州の一地域となった時、三重の地域のあらゆる活動に対する財政的支援をいかにしてあげるのか。現在の財政力をさらに強くする必要があるのでは。(後藤委員)現在の頭でっかちな中央集権的国家システムを廃止して、地域主権型国家に大きく変革させることが重要。国の役割は外交や防衛などの機能に限定し、従来の国の仕事は道州へ、都道府県の仕事は基礎自治体である市町に移行させる。この際、国の行政機関のスリム化をしっかり行うこと、必要な権限、財源を道州と基礎自治体に確実に移すことが不可欠である。(北川分科会長)

教育や福祉、まちづくりなど基礎自治体が担うべき役割がきちんと果たせる権限や財源の移譲が前提であるが、市町がその受け皿となり、効率よくこなせるある一定規模の自治体になっていく必要がある。さらなる市町合併が不可欠ではないか。(北川分科会長)

自らの地域のアイデンティティを今一度しっかり見直す必要がある。(北川分科会長) 地域主権を実現するための道州制というのであれば、中央省庁の解体再編が改革の本 丸であると考えるが、できるだろうか。それ抜きでの道州制が導入されれば、単なる都 道府県合併に終わると思われる。

単なる都道府県合併にとどまった場合、三重県民に特にメリットはないと考える。このような道州制を導入しただけでは東京一極集中は解消されず、関東州なりの一人勝ちになるだけである。(村林委員)

道州制移行が避けられない場合には、何としても、中央で独占している権力を地域の どこが担うのかという議論に持ち込む必要がある。

更に、それさえも不可能である最悪の場合に向けて、月並みではあるが、三重県内の各地域がどのような状態になろうとも自立できるように備えていくのが大事であり、それが、三重県民のリスクを最小にする道だと考える。(村林委員)

移行決定までに、県庁としていかに県下の各市町の自立の為の支援を考え、共に行動できるか?(貝増委員)

移行決定までに、県下で一ケ所でも政令市誕生へのプロセスを組めないか?(貝増委員)

東京一極集中是正、多極分散型国土の形成のための地方分権に伴い「官から民へ」「中央から地方へ」の改革から数年たった今、実際にその機能分担が図られているかを考える時、その関係は未成熟である。道州制の問題も同じ事が言いうると考える。

問題点は、三重県の「県力」をどう伸ばす事ができるのか、三重県のそれぞれの地域のアイデンティティをどう育んでいくかである。(中川正美委員)

道州制は財界の要望である。福祉と暮らしのための仕事を担う自治体を、大規模少数に再編し、あわせて基礎自治体を30万人規模の300市程度にして、大企業のもうけになる大型プロジェクトなどを進めやすくするところにねらいがある。

また、社会保障や福祉などの仕事を、一方的に地方自治体に押し付け、住民自治に対する国の責務を放棄するものである。

「三位一体の改革」で地方財政破壊を続けるなか、地域社会そのものが破壊される。 (真弓委員)

平成 17 年度に市町村合併の区切りがついたと結論づけられている(ついていない)。その後、道州制へと進むものと思われた今、避けられない時のメリット、デメリットを論ずることは難しいのではないか。なぜなら、これからの日本のあり方、地方のあり方は不透明であり、今想定されていることは、あくまでも想定であり、たとえば、国全体の経済の強靭さが増すとか、広域行政が円滑になるとの考え方があるが、今一番重要なことは、それぞれの市町、自治体がしっかりした行政体制を作るべきである。財政力の格差をどうするのか。弱い自治体をどのようにレベルアップするのか。そのことを実行してゆくことが必然的に道州制への移行がスムーズに進むものと考えられる。又、行政に携わる職員の資質の向上も忘れてはならない。(奥野委員)

県民のメリットおよびデメリットについては、今の段階で、その明確なものを述べる 材料に乏しく、具体的な考えを述べることはできないが、中部州ないしは東海州の中に おいて三重県(三重地域)の存在感を示すための、ないしはその中心軸になるであろう 名古屋に対して、この地域の存在を発信するための、また三重地域全体を引っ張り上げ るための最低限の要素として、特に北勢圏において、今後のみえ地域の行政的かつ経済 的な核となる政令市ないしは中核市を構築する必要があると考える。(中川康洋委員)

4 . 三重県議会としての今後の取組

(1) 道州制分科会のあり方

各界において、次のとおり検討が進められている。

政府:来年3月に国のビジョン懇談会から中間報告が、3年後には最終報告が出されること、

政界: 自民党の道州制調査委員会が今秋から道州制調査推進本部に格上 げとなって再スタートしたこと、

知事会:「道州制特別委員会」と同委員会の下に設置されたプロジェクト チームにおいて検討を継続していること、

経済界:経団連が来年秋を目途に第2次提言を予定していること、

全国議長会:今年度末を目途に報告書を取りまとめること

以上のように、今後も各界において道州制の検討が継続される見込みであることから、三重県議会としてもそれらの動向を注視しながら、引き続き調査検討を行い、節目節目でメッセージを出していく必要があるのではないか。

よって、来年度においてもこの分科会は、形を変えるとしても引き続き 存続させることが適当ではないか。

【第1回分科会】

今であれば、経済だけでなくて、国の方向性だけではなくて、文化とか歴史とか、今後のあるべき姿とか、意見を出せる時期にあると思う。(中川康洋委員)

県民の皆さん方に道州制になればこうなりますよというのを、分かりやすいものを提供するのも我々の役目かなと思う。(中川正美委員)

【第2回分科会】

道州制について、国や経済団体からどんどんその方向性が出されて、県民の議論というものが殆ど無い内に、進められていこうとしているのではないかという気があって、なかなか乗って議論ができない状況である。(真弓委員)

【第3回分科会】

権限の移譲と財源の移譲が同時に働かないと、道州制というのは本来の目指すべきところに行きづらいと思う。そのためには、国が絵を描くのではなく、地方からのボトムアップ的なものが大事だと思う。そうすると焦ってよりは、各界、各団体が、本当にあるべき姿のところを狙いながら、時には慎重に、時にはスピーディにやっていくことが、大事かなと思う。(中川康洋委員)

(2)今後の課題

<u>三重県議会においては、</u>以下の項目について、<u>道州制導入の流れが定ま</u>ったときに備えて、継続的な検討が必要ではないかと思われる。

基礎自治体の補完、基礎自治体間の調整など広域行政のシステム構築 州内過疎地とならないための仕組み

三重県と県域内のアイデンティティの保全の方法

移行時の県民、市町参加 (意思表示)の仕組み

県議会の課題・問題点(地方自治法の一部改正の必要性など)

道州制における統治機構と議会・選挙のあり方

【第1回分科会】

条例制定権の拡張強化の話とか、あるいは公選職のあり方の話とか、そこのところを かなり肉付けをして、三重県議会としての考え方をまとめて、全国議長会へ報告ができ ないか。(水谷委員)